【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第十七号)

- の整備を行うこととした。 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター の設置の目的及び分掌事務について所要
- とした。 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定に伴う所要の整備を行うこと
- 三の他所要の整理を行うこととした。
- この規則は、 令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則 (規則第十八号)

- 徳島県個人情報保護条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。
- 旅券法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 警察本部の組織の再編に伴う所要の整備を行うこととした。

四~その他所要の改正を行うこととした。

公布の日から施行することとした。 この規則は、 令和五年四月一日から施行することとした。 ただし、二については、

徳島県会計規則等の一部を改正する規則 (規則第十九号)

- た。 次に掲げる規則について、警察本部の組織の再編に伴う所要の整理を行うこととし
- 1 徳島県会計規則
- 2 徳島県公有財産取扱規則
- 3 徳島県公舎管理規則
- 一 その他所要の整理を行うこととした。
- この規則は、 令和五年四月一日から施行することとした。